

件名：

新型コロナウイルスに関するイリノイ州第4地域（セントルイス周辺）の制限措置の撤廃
（復興計画第4段階への復帰）

ポイント：

10月9日、イリノイ州政府は新型コロナウイルス対策のためイリノイ州第4地域（セントルイス周辺）において9月2日から導入していた制限措置を撤廃し、本日9日午後5時からイリノイ州復興計画の第4段階に戻すことを発表しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

本文：

10月9日、イリノイ州政府は新型コロナウイルス対策のためイリノイ州第4地域（セントルイス周辺）において9月2日に導入した制限措置について、陽性率（7日間移動平均）が連続3日で6.5%を下回ったことから、同制限措置を撤廃し、本日9日午後5時からイリノイ州復興計画の第4段階に戻すことを発表しました。

1 有効となる日時：2020年10月9日（木）午後5時

2 対象地域：

イリノイ州第4地域（ボンド郡、クリントン郡、マディソン郡、モンロー郡、ランドルフ郡、セイント・クレア郡、ワシントン郡）

3 9月2日に導入した制限措置から復興計画第4段階移行に伴う主な変更点：

- ・停止されていた各種レストラン・バーの屋内での飲食再開（1グループ10人以下、着席の空間では社会的距離を維持し、立食の空間では定員の25%以下とする等の条件下で再開可能。）
- ・上限を縮小（25人未満または会場の定員の25%未満の人数のうち小さい方を上限）していた集会や社会行事の制限緩和（50人または施設定員の50%のうち人数の小さい方を上限として集まることが可能）

○イリノイ州復興計画第4段階（DCEO ガイダンス）については下記リンク参照

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/>

○本件に関するイリノイ州政府の発表

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22193>

○8月26日付領事メール「イリノイ州内のバー及びレストランに対する安全ガイドラインの変更」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100088042.pdf>

○6月23日付領事メール「イリノイ州における復興計画4段階への移行に係る発表」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100067494.pdf>

○州内11地域の情報

<http://www.dceocovid19resources.com/restore-illinois>

在留邦人の皆様におかれては、ご自身のお住まいや職場がどの地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryojil@cg.mofa.go.jp (

注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。